

TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikai.co.jp
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

*  社員紹介コーナー  *



平成27年4月に入社しました
谷口成美と申します。
昨年まで金融機関に勤めており
ました。お客様の意思決定に資
するよう、迅速な情報提供が
できるよう日々の業務に邁進し
たいと思っております。
まだまだ勉強不足である点は否
めませんがお客様の業績発展に
貢献できるよう頑張りますので
どうぞ宜しくお願い致します。

社員からのコメント

山田：有能な新入社員が入社した!!…??と信じております（祈）。
バカ…丁寧な挨拶に好感が持て、行く行くは、きっとお客様からも可
愛がられるのでは??と思っています。
急成長させるべく育てていきます。モノにならなかつたら私の教育に
費やした時間を返してもらいますよ!!

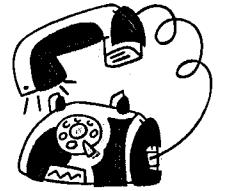
田平：初日の入社式の自己紹介で自虐ネタを披露し、笑いを誘ってい
ました。しかし、根はととてもまじめで礼儀正しい男です。フレッシュ
な力でお客様のお役に立てるように行動していくと思います。

内山：人当たりが良いすぎる爽やかさんです。私より年上なのですが、
つつい忘れてしまいそうになります。永田会計の女性一同を上回る
丁寧力を生かしてこれから頑張ってくださいと思います!

賃上げ関連の特例を比較—雇用促進税制VS所得促進税制

安倍政権が力を入れる“賃上げ”。雇用者を増やすか、支給人件費を増やせば法人税を減らすという特例措置は、今回の税制改正でさらに利用範囲が広がりました。中小企業限定で両税制を比較してみましょう。

なお、ハローワークへの提出が要件となっておりますので、お問い合わせ下さい。



	雇用促進税制 人員増で税額控除	所得促進税制 人件費増で税額控除
概要	前期より2人以上(かつ前期比10%以上)の人員増加で、1人あたり40万円の税額控除(ただし法人税額の20%限度)	基準年度比3%人件費増で、増加人件費の10%の税額控除(ただし法人税額の20%限度)
詳細要件	①支給給与が前年度の給与額+(前年の給与額×雇用者の増加率×30%)以上 ※役員と親族などを除く ②前年度及び当年度中に、事業主都合による離職者がいないこと	①人件費総額が基準年度(平成24年度)より3%以上増加 ②人件費総額が前事業年度以上 ③平均給与が前事業年度を上回る
対象となる社員	雇用保険の被保険者	雇用保険の被保険者で、継続雇用者のみ(高齢者、退職者等を除く)
新設法人での利用	利用不可	利用可能
届出書制度	①事業年度開始後2ヵ月以内に、雇用促進計画をハローワークへ提出 ②事業年度終了後2ヶ月以内に雇用促進計画の達成状況の報告確認	なし
制度期間	平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成30年3月31日までに開始する事業年度

